

北上川下流

まいや

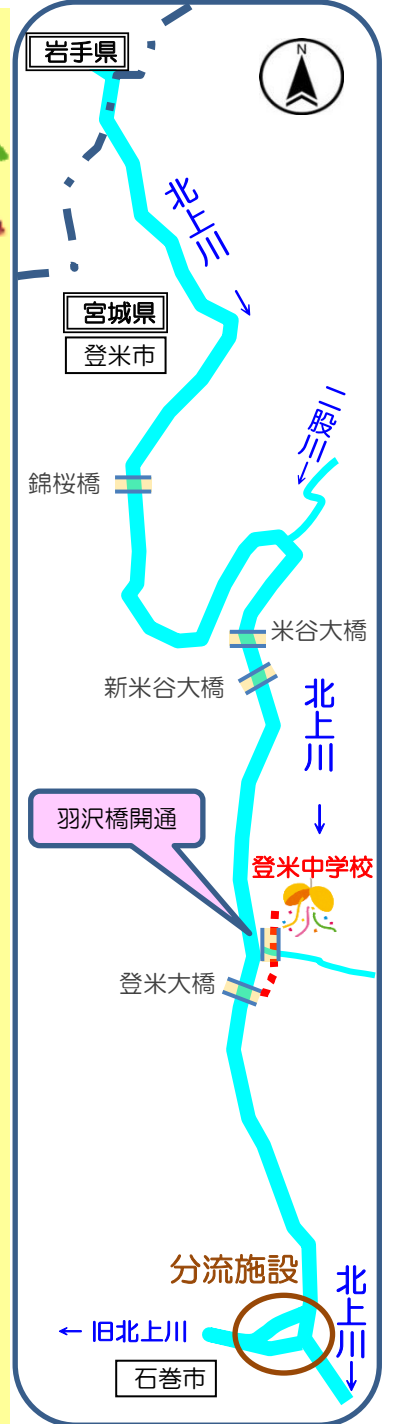
米谷出張所だより

第 9 1 号

〈令和 6 年 3 月 2 5 日〉

米谷出張所は、岩手県境から分流施設上流までの北上川を管理しています。
ここでは、出張所管内での様々な活動をお知らせいたします。

米谷出張所 管内図

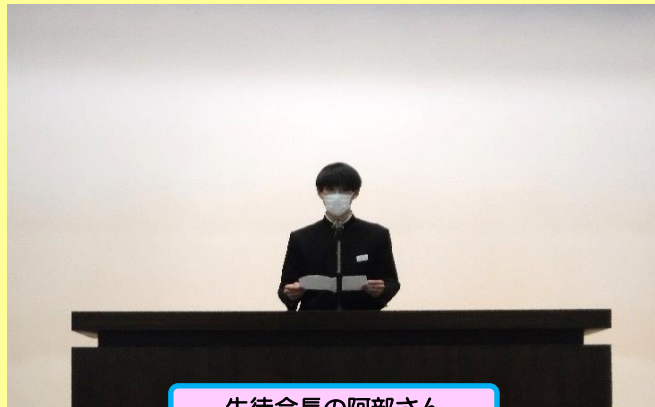


日根牛地区堤防・県道完成お披露目会 を開催しました

3月16日（土）登米中学校の体育館を会場に【日根牛地区堤防・県道完成お披露目会】を開催しました。北上川下流河川事務所長が挨拶をし、来賓の方々よりお祝いの言葉をいただきました。生徒会長の阿部さんは「完成した県道は私たちが中学校に通うための通学路になります」と話し、安心して通学できる環境と現場見学会での貴重な体験ができたことへの感謝の気持ちを述べました。中学校の校長先生をはじめ、生徒のみなさんや地域の方々にも参加していただき、新しい羽沢橋で記念撮影をし、渡り初めを行い完成を祝いました。



北上川下流河川事務所長の挨拶



生徒会長の阿部さん



開通前だからできる写真撮影♪



生徒のみなさんに見送られ開通



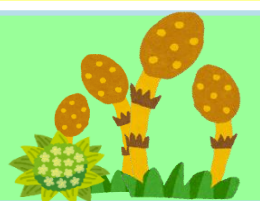
協力して頂いたみなさまに感謝



国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所 米谷出張所

〒987-0902 宮城県登米市東和町米谷字古館5-4 TEL 0220(42)2211 FAX 0220(42)2249

北上川下流河川事務所ホームページ URL : <https://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/>





河川へのゴミの投棄は違法行為です！

米谷出張所管内では、昨年度11件、今年度（3月25日現在）19件と不法投棄が後を絶ちません。河川区域内での不法投棄は河川法で禁止されており、下記の罰則が課せられる場合があります。

河川を利用した際に出たゴミは持ち帰り、決められた集積所へ分別して出しましょう。みなさまのご協力をお願いいたします。

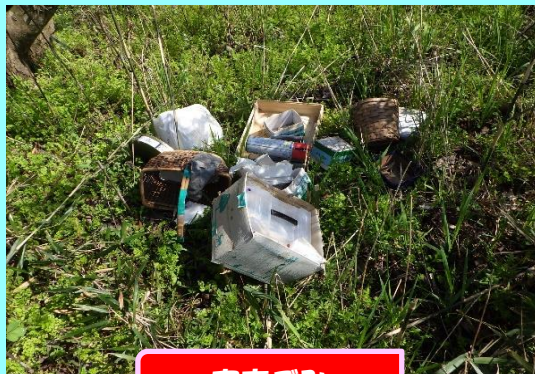
【罰則規定】

★ 河川法では、3ヵ月以下の懲役または20万円以下の罰金

★ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、またはその両方



収納チェスト

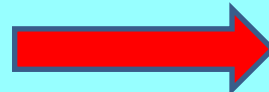


家庭ごみ



折りたたみいす

ふっふっふ。誰も見てないうちに…



河川法第29条

※ 文章を簡略化しています。

河川の流水の方向、清潔、流量、幅員・深浅について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為について、禁止、もしくは制限している。

河川法施行令第16条の4-2 → 土石（砂を含む）、ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物もしくは廃物を捨てることを禁止



ごみを捨てることによって、清潔に保たれなくてはならない河川や堤防に支障を及ぼすこととなります。災害が発生した際や流水の正常な機能を維持出来なくなる可能性があります。ごみが増水した川に流れてしまうと堤防や排水樋管などが損傷する恐れもあります。みなさんが利用する堤防や河川ですので、清潔で気持ちよく利用できるようにしましょう。

<河川への不法投棄を発見したらご連絡ください>

北上川下流河川事務所 米谷出張所

電話：0220-42-2211

【担当区間】

- ・北上川（岩手県境～分流施設上流）
- ・二股川の一部区間

